

13 環境省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	廃棄物処理法の適用除外	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1016010
提案主体名	株式会社日本環境カルシウム研究所		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項
制度の現状	<p>「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。</p>

求める措置の具体的内容	<p>市町村による一般廃棄物の処理に伴い副次的に得られた物品（以下「処理副産物」という）のうち、占有者である市町村が有用物と判断して環境の保全上の支障を生じさせない方法で自ら利用するものは、循環基本法及び廃棄物処理法の規定による廃棄物（循環基本法第2条第2項1及び廃棄物処理法第2条第1項）に該当しない循環資源（循環基本法第2条第2項2及び3）であり、市町村の管理のもとで確実に利用が行われるもの（ぞんざいに扱われるおそれのないもの）になるので、廃棄物処理法の適用を受けないこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>建設副産物のうち自然由来の汚染土壌の掘削土は従来から道路等の盛土構造物の盛土材として利用されている。この利用方法を準用して、一般廃棄物の処理副産物である焼却灰を占有者である市町村が盛土材として自ら利用するために固化・不溶化し、遮水機能を備えた盛土構造物の中に封じ込めることにより、環境の保全上の支障を生じさせない利用を行うことができる。そして盛土構造物の斜面に太陽電池を設置することによって太陽光発電施設を建設することができる。この事業は第2次循環基本計画が喫緊の課題としている循環型社会と低炭素社会との統合を目指す事業になる。</p> <p>提案理由</p> <p>①汚染土壌の掘削土は金属等の有害物質を含む無価物であり、工事現場から建設副産物として排出される廃棄物に該当しない循環資源である。②一般廃棄物の焼却灰も金属等の有害物質を含む無価物であり、焼却施設から処理副産物として排出された時点では廃棄物に該当しない（該当するものとして確定していない）循環資源である。③循環基本法による循環資源は有価・無価、分野・性状等を問わず、できる限り利用（「自ら利用」を含む）を行うことを基本原則としている。④そして、建設工事の分野では、リスク管理を行う形で金属等の有害物質を含む無価物の利用が行われている。⑤したがって、分野は異なるが一般廃棄物の焼却灰を、占有者である市町村がリスク管理を行いながら有用物（盛土材）として「自ら利用」を行うこ</p>

とは、循環基本法の基本原則に適合する取り組みになる。

代替措置

焼却灰の具体的な利用方法(管理方法を含む)については、利用を行う市町村が条例又は規則等により自主的な規定を定める。

13 環境省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1018050
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条
制度の現状	<p>狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識

求める措置の具体的内容	<p>狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験負担を軽減すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。 ・捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可者に狩猟免許の取得を促していくために、銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についてのみ免除を求めるものである。 ・本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させるために、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者について受験者の負担軽減が必要であることから再提案するものである。 ・免除をするのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普遍である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)であり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については従来どおり実施し、受験者の負担軽減を図る。

・技能検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格であることから、技能検定の基本操作が満点でなくとも改めて技能の確認は必要ないものとする。

13 環境省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1018060
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 11 条第1項、第 28 条
制度の現状	<p>都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について全部又は一部区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ)に関し、「わな」による捕獲をすることができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植付直後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による食害等を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これらによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている。 ・猟師の減少・高齢化等により銃猟による十分な捕獲ができない現状に鑑み、また、銃猟による誤射を回避するためにも、区域等を限定して「わな」による捕獲について、一定程度の規制緩和を行うべき。 ・兵庫県では、農家等に狩猟免許の取得を推進しており、被害農家が積極的に捕獲に取り組むためには、一定程度の規制緩和を行うべき。 ・提案の内容は、農林業被害が深刻で県が必要と認める鳥獣保護区内で、特定鳥獣(シカ、イノシシ)を特定猟法(わな)により狩猟する際には、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう当該鳥獣保護区の状況等を十分把握して実施するものである。他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 ・農林業被害等による鳥獣保護区廃止論もある中、一定の規制緩和を行うことこそが、鳥獣保護区制度の安定的な存続につながる。

13 環境省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	廃棄物系のバイオマス資源の収集・ 運搬等の許可要件の緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1018070
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物処理法第7条第1項
制度の現状	<p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば、「食品リサイクル法」における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて、主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝等の廃棄物系バイオマスは薄く広く存在するため、事業を安定的に実施するには、複数市町をまたぐ広域的な取組が不可欠。本提案では、収集運搬事業者と再生事業者の共同責任のもとで、利用先確保まで含めた計画を策定することで、再生利用の取組を担保することとしている。 ・要望に対し、国は、市町村による一般廃棄物の「再生利用指定制度」を活用するよう回答しているが、本県の同制度の導入市町数はごく一部に留まっており、市町との合意形成を図ることが困難な状況である。

13 環境省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	発電事業特区	都道府県	非公表
		提案事項管理番号	1036010
提案主体名	非公表		

制度の所管・関係府省庁	環境省 経済産業省
該当法令等	環境影響評価法第二条第二項及び第三項 環境影響評価法施行令第一条、第六条、第七条、別表第一
制度の現状	<p>環境アセスメント手続は、環境影響の程度が著しいものとなりうる事業について、開発と環境保全の両立を図るため、予め環境への影響を調査・予測・評価し、環境保全措置(回避・低減・代償措置)を検討することを求め、かつ、それらの情報を公表し、住民の意見提出の機会を与え、さらに自治体や国の意見を事業計画の決定に反映させるもの。また、この手続を通じ、事業計画の検討段階における環境面の配慮を制度的に担保し、よりよい事業計画とするとともに、公衆関与により関係者の理解や受容を促進するものである。</p> <p>火力発電所に係る環境影響評価の規模要件としては、必ず環境アセスメント手続を行う第一種事業が出力 15 万 kW 以上、第一種事業に準ずる規模を有し、環境アセスメント手続を行うか否かを個別に判定することとされている第二種事業が出力 11.25 万 kW～15 万 kW である。</p>

求める措置の具体的内容	環境影響評価法「第一種事業」及び「第二種事業」区分の要件緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、被災地域(岩手県・福島県・宮城県)で、出力 15 万 kW 以上の石炭火力発電所の新設・運営を検討しているが、当該 3 県においては、環境影響評価法の第二条及び施行令第一条で規定される発電所の第一種事業となる出力規模の大幅緩和を願いたい。具体的には、現在は火力発電所は 15 万 kW 以上が第一種事業に該当するが、当該地域内においては、100 万 kW 以上とする大幅な要件緩和をするとともに、併せて第二種事業についても、現状の施行令第六条における数値を 0.75 以上へ緩和願いたい。</p> <p>国内は、震災以降、原子力発電所の発電機能が喪失し、被災地経済の停滞や火力燃料費の増加に伴う貿易収支が悪化している。当該地域において、LNG よりも経済性に優れた石炭火力を燃料とする新規発電事業を創出することは、貿易収支圧縮と現地雇用確保、国内の総合熱効率改善に大きな効果があるものと考えている。</p>